



広報

FUKAURA

ふかうら

No.425

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

オミクロン株対応2価ワクチン 新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチンの集団接種は12月17日で終了となります。

ご自身の感染予防・重症化予防、そして、感染拡大を防ぐためにも、接種を受けましょう！

集団接種が間もなく終了しますので、接種希望の方は、急ぎご予約をお願いいたします。

【対象となる方】

初回接種（2回目）を接種済みの12歳以上の方

※前回の接種から3ヶ月以上経過している必要があります



前回接種から3ヶ月経過しない等の理由で集団接種期間中に接種できない方は、下記のワクチン接種対策室までご相談ください。

□問合せ先・予約先

深浦町新型コロナワクチン接種対策室 TEL 0173-82-0190

農業における 自然災害に備えて

近年の気候変動により、想定外の自然災害が多発しています。これからの大雪・暴風等に備えて、必要な対策を講じましょう。

- ・ビニルハウスは、できるだけビニルをはがす。（巻き上げる）
- ・各施設の補強・補修・被覆等
- ・危険箇所や除雪範囲の把握（目印の設置など）

- ・施設周辺や飛散しそうな資材等の片付け・清掃
- ・水路・側溝の泥上げ
- ・通路や法面の草刈りや補修
- ・降雪時の見回り及び除排雪（積雪による施設の倒壊を防ぐため、安全面に十分注意しながら、施設の屋根や周辺、通路の除排雪を行いましょ。）
- ・各作業や災害時の見回り等の際には、安全対策を十分に講じて行いましょう。

行政や各種メディアからの気象や災害の情報を随時確認し、早めの対応を心がけましょう。

- ・水利施設や道路など共同で利用・管理する施設等については、利用者間でよく話し合い、協力して対応しましょう。
- ・万一に備え、収入保険や農業共済などの保険に加入しましょう。

◎被災したときは・・・

- ・被害状況の写真を撮影するとともに、対応や復旧作業等の状況を記録した書類（作業日誌や写真、費用に係る領収書など）を保管してください。
- ・被害規模が大きく個人での対応・復旧が困難な場合、行政や公的機関による支援制度を活用したい場合や町による証明が必要な場合には、被災後速やかに役場農林水産課に通報ください。（内容によっては、他の部署や関係機関に紹介させていただきます。）

- ・保険に加入している場合は、速やかに保険会社にご連絡ください。

□問合せ先

農林水産課 農業振興係

TEL 74-4411

退職後の住民税は どうなりますか？

住民税が毎月の給与から引きされている方は、1年分の税額を「6月から翌年5月まで」の12回に分けて勤務先の事業所が納入（特別徴収）しています。この間に退職される場合、退職後の残りの住民税をまとめて、退職時の給与や退職金からの天引きにより納める制度にご理解くださるようお願いいたします。

【事業主の皆さまへ】

- ①従業員が退職などで住民税の特別徴収ができなくなる場合は、「異動届出書」の提出が必要です。
- ②翌年1月以降に退職する方の住民税について、残りの特別徴収税額があるときは、退職時の給与や退職金から天引きして納入すること（一括徴収）が義務づけられています。なお、12月以前に退職する方についても、同様に納入することができます。

□問合せ先

税務会計課 税務係

TEL 74-2114

西北地域県民局県税部

納税管理課

TEL 0173-34-3141

鯨ヶ沢病院からの お知らせ

鯨ヶ沢病院より、眼科外来の休診についてお知らせします。

◆眼科外来（休診）

12月23日（金）休診

□問合せ先

鯨ヶ沢病院

TEL 72-3111



漁船海難事故の未然防止にご協力を

これから、気象・海象の厳しい時期を迎え、海中転落事故は非常に危険な状況となります。このような漁船海難事故がないよう、これまで以上に安全意識の高揚と救命胴衣着用、漁船へのはしごの備え置き及びローラー等への巻き込まれ事故防止の徹底をお願いします。

事件・事故等が発生した場合、その救助・捜索を行うに当たり、いかに早い段階で情報を入力できるかがきわめて重要な鍵となります。

海難事故発生時には、早期対応のため、【海上の事件・事故の通報は「118番」と知っていたら、すぐにお知らせをお願いします。

問合せ先

農林水産課 水産振興係
Tel 74-4411
青森海上保安部
Tel 017-734-2422

ハタハタの採捕に注意

今年もハタハタが産卵のため、接岸する季節となりました。

青森県では、水産資源の保護培養などのため、漁業者だけでなく、広く県民の皆さんに守っていただくルールとして、青森県漁業調整規則を定めています。

この規則では、資源保護のためハタハタ卵（ブリコ）の採捕は禁止されています。また、それらを所持・販売することも禁止されています。また、同規則では、遊漁者等の漁具漁法の規制が定められていますので、遵守してください。

◆青森県の海面で遊漁者等が行える漁具漁法

- ・竿つり及び手つり・たも網、又手網又は四つ手網・投網・やす（発射装置を有するものを除く）
- ・徒手採捕（潜水器を使用するものを除く。）

※カニ籠や通称わか網を投げ入れて網を引き寄せ採捕すること

入れて網を引き寄せ採捕することとは禁止されています。

◆立入禁止区域や漁業操業区域での遊漁はとても危険ですので絶対にやめましょう。

◆水難事故防止のため、必ず救命胴衣を着用しましょう。

問合せ先

農林水産課 水産振興係
Tel 74-4411
西北地域県民局
地域農林水産部 鱈ヶ沢水産事務所
Tel 017-734-2422

納税のお知らせ

12月28日(水)は、町県民税(4期)及び国民健康保険税(6期)の納期限です。納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかった場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

問合せ先

税務会計課 収納係
Tel 74-2114(内線125)

中南・西北津軽地域住民観光意識調査へのご協力をお願い

当調査は、お住まいの地域観光に対する考え方や思いを知るためのものです。

アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、毎月10名様に津軽地域の特産品詰合せセット(5000円相当)をプレゼントします。

◆調査期間

6月～1月末

※お一人様、1回まで

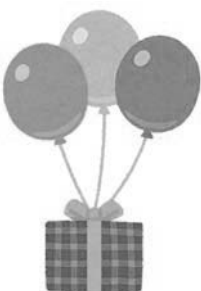
アンケート回答・プレゼント

応募はこちらから▼



問合せ先

(一社) CleanPEONY 津軽
Tel 0172-88-6090



深浦町会計年度任用職員採用試験のお知らせ

町では次のとおり会計年度任用職員を募集します

※地方公務員（非常勤職員）として、深浦町役場等で勤務していただきます。

主な仕事は、正規職員の事務補助や労務作業全般となります。

◆**受付期間** 令和4年12月12日（月）～ 令和5年1月10日（火） 【必着】

◆**試験日** 令和5年1月21日（土）

◆**試験会場** 深浦町役場 2階 第1・2委員会室

1 全職種共通事項

任用期間	1 会計年度以内（令和5年度の場合、最長で令和6年3月31日まで） ※令和5年4月1日付け採用となります
勤務条件	①勤務時間・勤務日・休日 週の勤務時間は、職種により異なりますが、基本的には月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで（休憩1時間）の範囲内で1日の勤務時間が割り振られますが、職種によっては、早番・遅番などのシフト勤務や土曜日・日曜日勤務がある場合もあります。 ※【別表】職種一覧表（別に配付）をご確認ください。 ②休暇 年次休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等、無給休暇として介護休暇等が取得できます。 ③勤務場所 ※【別表】職種一覧表（別に配付）をご確認ください。
給 与	①報酬 報酬は、月額、日額又は時間額で支給されます。 報酬の額は、常勤職員の給料月額を定める行政職の給料表を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて決定されます。 （支給要件に応じて、通勤費分費用弁償、期末手当が支給されます。退職手当等は支給されません。） ※【別表】職種一覧表（別に配付）をご確認ください。 ②その他 時間外勤務又は休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算又は手当が支給されます。
社会保険	雇用保険法、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法等の被保険者となります。
条件付採用	1 か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。 （月の勤務日数が15日に満たない場合は、日数が15日に達するまで延長）
その他	原則として、正規職員と同じく地方公務員法が適用されます。また、条例等の改正により勤務条件等については、変更される場合があります。

2 受験資格

○地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は受験できません

（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）深浦町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○障がい者雇用については、障がい者手帳の交付を受けており、自力で通勤し、介助なしで職務の遂行が可能である者

3 採用の方法

選考（書類審査及び面接試験）により採用者を決定します。

4 受験手続

提出書類	①受験申込書（希望する職区分及び試験区分を必ず記載してください。） ②面接カード ③資格取得を証明する書類の写し（必須資格がある職種） ※試験終了後の応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
受付期間	令和4年12月12日（月）～令和5年1月10日（火）【必着】 ①持参の場合 平日：午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く） ②郵送の場合 封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きしてください
面接日時	日時、集合場所等を記載したお知らせを後日郵送します。
申込み及び 問合せ先	深浦町役場 総務課 行政係 〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84番地2 電話0173-74-2112

（注）【別表】職種一覧表、①受験申込書、②面接カードについては、町ホームページからダウンロードするか、役場総務課、両支所で配付します。

有料除排雪業者のお知らせ

一人暮らし高齢者等で除排雪作業ができずお困りの場合は、お近くの「工匠会」会員にご相談ください。

◆除排雪料金（1時間当たり）

作業員	1人	2,000円
2tトラック	1台	4,000円

◆請負業者（工匠会会員）

地区名	業者名	電話番号	FAX
岩 坂	ハタチヤハウス	76-2790	76-3552
柳 田	(有)伊東工務店	76-3513	76-3513
北金ヶ沢・関	稲見塗装店	76-3064	76-3074
鷺 木	(有)匠工業	74-3444	74-4333
深 浦	(有)佐藤工務店	74-2257	74-2592
	寺沢工務店	74-2804	74-3780
	宮本建設	74-3117	74-3117
	(株)工建みかみ	74-3531	74-2740
	鳴海建築	74-2341	74-4567
	(株)小野建築	74-4635	74-4636
岩 崎 上	(株)ホリエイ	77-2102	77-2450
岩 崎 下	三浦建築	77-2484	77-2484
正 久	(有)クマタカ建設	77-2163	77-3120
黒 崎	(有)岩本鉄工	78-2616	78-2611

□問合せ先

福祉課 TEL 74-2117

人権擁護委員・行政相談委員合同相談所を開設します



人権擁護委員と行政相談委員による合同相談所を開設します。
 地域住民の皆さんが毎日の暮らしの中で、人権に関する困りごとや悩みごと、
 行政機関についての苦情や意見要望がございましたら、お気軽にご相談ください。
 なお、相談は無料で秘密は厳守されます。

◆日 時 令和4年12月16日（金）9時00分～12時00分

◆場 所 岩崎支所1階 会議室

- ◆相談委員
- ・人権擁護委員 【法務大臣より委嘱者5名】
 - 古川 信子 （北金ヶ沢3区）
 - 七戸 暁 （松神）
 - 米内山 和代 （深浦）
 - 東海林 政美 （岩崎中）
 - 櫻井 孝順 （風合瀬）
 - ・行政相談委員 【総務大臣より委嘱者2名】
 - 柴田 一喜 （大間越）
 - 藤田 修司 （柳田）

□問合せ先

町民課 町民生活係 74-2115（内線158）

令和4年深浦町文化賞及びスポーツ賞候補者の推薦を受付けます

◆提出書類

- ①深浦町文化賞及びスポーツ賞候補推薦書（次ページ参照）
- ②他に功績のわかる資料（賞状・記録・大会要項・記事等）の写し

◆提出期限

令和5年1月6日（金）必着

◆提出先

〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84番地2
深浦町教育委員会 教育課 社会教育係

◆表彰区分

【文化功労賞】【スポーツ功労賞】

- ①原則として60歳以上で、指導歴等が10年以上あり深浦町の文化又はスポーツ振興に尽くし、その功績が特に優れていると認められるもの

【特別文化賞】【特別スポーツ賞】

- ①公的機関の主催する全国規模の発表会又は大会等において、1位～3位相当の表彰を受けたもの

【文化賞】【スポーツ賞】

- ①公的機関の主催する全県規模の発表会又は大会等において、最高賞を受賞又は優勝したもの
- ②全県規模の発表会又は大会等を経て、東北地区にあっては2位以内、全国にあっては優秀な成績を収めたもの

【文化奨励賞】【スポーツ奨励賞】

- ①全県規模の発表会又は大会等において、第2位～第3位相当の成績を収めたもの
- ②全県規模の大会等に連続して10回以上出場し、町のスポーツ振興に寄与したもの

【ジュニアスポーツ賞】

- ①小学生以下の児童で公的機関の主催する全県規模の大会等において優勝したもの
- ②小学生以下の児童で全県規模の大会等を経て、東北地区にあっては2位以内、全国にあっては優秀な成績を収めたもの

【ジュニアスポーツ奨励賞】

- ①小学生以下の児童で全県規模の大会等において、優秀な成績を収めたもの

【指導者賞】

- ①団体及び個人に対し10年以上の指導歴があり、育成・指導により町の文化及びスポーツ振興に尽くした成績が優れていると認められるもの
- ②指導期間が10年未満であっても、指導した成果が公的機関の主催する全県規模以上の発表会又は大会等で優れた評価を受けたもの

◆表彰の対象となる期間

令和4年1月1日～令和4年12月31日まで

◆選考方法

表彰審査会を経て決定し、後日受賞者へ通知します

□問合せ先

深浦町教育委員会 教育課 社会教育係
TEL 74-4419（直通）／FAX 74-3050

令和4年深浦町文化賞及びスポーツ賞候補推薦書

ふりがな		性別	男・女	満年齢	歳 月
氏名（団体名）		生年月日		年 月 日	
区分・競技種目					
現住所					
本籍地					
職業又は学校名等	（学生の場合は学年を記入してください。）				
その他の役職名 （文化・スポーツ関係）					
過去の被表彰歴	受賞年	表彰団体及び名称		受賞内容	
<p>上記の者は深浦町文化賞及びスポーツ賞の表彰規定_____賞（①・②）に該当するものと認めますので推薦いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>推薦者 住所 _____</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名 _____</p>					
<p style="text-align: center;">【功績の内容】</p> <p style="text-align: center;">（大会名等及び成績・活動、指導歴等）</p> <p>※団体の場合は選手名（ふりがな含む）を記入してください。</p> <p>※参考資料（新聞・表彰状等・大会要項）の写しを添付してください。</p> <p>※参加人数、大会規模がわかるようにできるだけ具体的に記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">（功績内容記入欄）</p>				

※本籍地等不明な場合は、記入不要。